【厚生労働大臣の定める掲示事項】

当院は次の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に届出を行っております。

〇明細書発行体制等加算

医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

〇電子的診療情報連携体制整備加算

・オンライン請求を行っております

・オンライン資格確認を行う体制を有しています

・薬剤情報等その他必要な診療情報を取得、活用して診療を行います

・質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります

・マイナンバーカードの保険証利用について、お声がけ等行っております

〇一般名処方加算

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

〇短期滞在手術等基本料1

日帰りで行われる特定の手術に対する体制が整備されています。

・水晶体再建術

・翼状片手術（弁の移植を要するもの）

・緑内障手術（水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）

〇酸素の購入単価

前年の1月から12月までに購入した酸素の対価及び容積の届出を行っています。

〇外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

医療従事者の賃金改善を目的として、ベースアップ評価料の算定をしております。

本評価料は全額、スタッフの賃上げに充てられます。

〇物価対応料

昨今の物価高騰への対応として、診察料に加算させていただきます。

山根アイクリニック
馬車道